

○太宰府市議会基本条例（素案）

目次

前文

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第4条）
- 第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）
- 第4章 議会と市長との関係（第7条・第8条）
- 第5章 自由討議（第9条）
- 第6章 委員会（第10条）
- 第7章 体制整備（第11条―第13条）
- 第8章 政治倫理（第14条）
- 第9章 政務活動費（第15条）
- 第10章 議員定数及び議員報酬（第16条・第17条）
- 第11章 見直し手続き（第18条）

附則

太宰府市は古代より政治・文化要衝の地であり、大宰府跡、太宰府天満宮や九州国立博物館をはじめ史跡と緑にめぐまれた福岡都市圏の住宅都市、また同時に文教・観光の街として発展してきました。

このような中、地方分権時代を迎えた今日、多様化した市民の期待と市政の課題に応えるためには、これまで以上に監視・調査・政策立案及び立法の機能強化に取り組み、議会の責任を明確にする必要が生じています。

二元代表制においては選挙で選ばれた議会と首長の2つの代表機関が緊張感をもって議論し、住民の利益を実現することがその責務であります。

本市議会においては、公正性と透明性の確保、市民参加、自由闊達な議員間討議を進めるとともに、議員としての資質向上に努め、市民に信頼される議会を目指し、この条例を制定します。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、太宰府市議会（以下「議会」という。）に関する基本事項を定め、議会と太宰府市議会議員（以下「議員」という。）の役割、行動指針及び自治体の政策立案、決定、執行、評価における論点や課題を広く市民に明らかにすることにより、市民の負託に応え、市民が安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則 (議会の責務))

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会は、市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映させるため、必要な政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 議会は、市民に対して議会の議決または運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすこと。

(議長及び議員の活動原則 (議員の責務))

第3条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。

- 2 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- 3 議員は、市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- 4 議員は、議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- 5 議員は、自らの議会活動について、市民に対し説明する責任を果たすこと。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派内の調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催することができる。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開及び広報広聴の充実)

第5条 議会は、その活動に関し積極的に情報を公開するとともに、常に市民の意見や要望を傾聴し議論に反映させなければならない。

- 2 議会は、少なくとも年1回全議員による市民との意見交換会を開催するものとする。

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会 (以下「委員会」

という。)を原則公開しなければならない。

- 2 議会は、本会議や委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的または政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議においては請願者の要望があれば、その意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。

第4章 議会と市長との関係

(議会と市長との関係)

第7条 議会は、二代表制の下、市長と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行う。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- 4 議会は、会期中又は閉会中に関わらず、議長を経由して、市長等に文書により質問ができる。この場合、文書により回答を求めるものとする。

(市長による政策形成過程の説明)

第8条 議会は、市長から政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案された時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 他の政策との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係法令及び条例
- (6) 政策等に係る財政措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

第5章 自由討議

(自由討議による論点の明確化)

第9条 議会は、議案などの審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

- 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、本会議、委員会を通じて活発な意見発表に努めること。

第6章 委員会

(委員会の運営)

第10条 委員会については、別途、太宰府市議会委員会条例に定める。

第7章 体制整備

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策立案能力の向上を目指し、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、前項の目的を達成するために、広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催することができるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局における適正な人員の確保を求めるとともに、調査機能及び法制審査機能を積極的に強化するものとする。

(議会図書の充実)

第13条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の充実に努めるものとする。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第14条 議員は、別に定める太宰府市議会議員政治倫理要綱に基づき市民全体の代表者としての責任を自覚し、公私にわたり高い倫理性に基づき行動しなければならない。

第9章 政務活動費

(政務活動費)

第15条 政務活動費は、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。

2 政務活動費については、別途、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例に定める。

第10章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第16条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員定数については、別途、太宰府市議会議員定数条例に定める。

(議員報酬)

第17条 議員報酬については、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

2 議員報酬は、別途、太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定める。

第11章 見直し手続き

(条例の検証及び見直し手続き)

第18条 議会は、議会運営委員会において必要に応じこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。